

公共用地境界確定申請の手続きについて

境界確定とは

公共用地（里道・水路等）とそれに接する民有地の境界を決める手続きのことです。

境界確定は、「土地の売買や分筆登記をする」「建築確認を受ける」といった、民有地と公共用地との境界をはっきりさせる必要が生じたときに、土地所有者からの申請により行われるものですが、市が行う公共事業に伴って境界確定を実施する場合があります。

公共用地の種別

私たちの周りにある、道路・河川等は、道路法や河川法の適用を受けるものと、それ以外で法定外公共物と呼ばれる里道・水路等に分かれます。

里道・水路とは

昔からの畦道や用水路のことです。ほとんどの場合は、無番地で、地籍図（公図）に里道は赤色、水路は青色の線で表示されていますが、最近再製された地籍図には着色を省略し、二本線で表わしたものもあります。

境界確定の方法

境界は、法務局備付けの公図やその付近で過去に行った、境界確定（既確定）等の資料をもとに、関係者が現地ですべて話し合い、協議の上決定します。

この場合の関係者とは、申請地の土地所有者、申請土地の対側地（向かい）並びに隣接地（となり）の各土地所有者、地元関係者（町会長、水利組合等）、申請者の代行者及び市職員となります。

代行者の必要性

公共用地の境界確定申請にあたっては、土地に関する専門的な調査をする必要があり、確定図作成のための測量技術も要求されることから、市では手続きを、土地家屋調査士や測量士等に委任して頂くようお願いしています。

現地立会いに際しては

近年、財産（土地）に対する人々の意識が高まり、又、長年の間にとちの形状も変化してきているため、関係者の合意が必要となる境界の確定は、年々難しくなっています。

従いまして、境界確定においては相手方の意見にも十分耳を傾けるよう、ご協力の程お願いします。

境界確定の成立と不成立

関係者の協議が成立したときは、その境界の位置を示した図面（確定図）を作成し、関係者が署名・押印の上で、正式に境界が確定することになります。

しかし、話し合いがつかない場合は、市に一方向的に境界を決定する権限がないため、確定が不成立となり、境界を決めることができません。

対側・隣接の土地所有者の方へ

以上のように、公共用地の境界確定にあたっては、関係者の協議が必要になるため、皆様にも現地立会いをお願いすることになります。

立会いの依頼は、境界確定に係る申請者若しくはその代行者から連絡されることとなりますので、お忙しいところ恐縮ですが、立会いの要請があった際にはご協力の程よろしくお願いします。